

平成19年8月

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについてより

福祉人材確保指針の見直しの概要

1. 見直しの背景

- 指針が制定された平成5(1993)年以降の社会福祉を取り巻く状況の変化の中で、福祉・介護ニーズがさらに増大するとともに、質的にも多様化・高度化。
 - 少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い他の産業分野における採用意欲も増大している。福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じている。
- このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずるよう努めるべき措置について、改めて整理を行うもの。

2. 就業の動向

福祉・介護サービスにおける就業の現況

- ・ 女性の占める割合が高い(介護保険サービス従事者の約8割)。
- ・ 非常勤職員の占める割合が近年増加(訪問介護サービス従事者の約8割)。
- ・ 入職者・離職者の割合が高い(入職率約28%、離職率約20%)。
- ・ 給与の水準は他の産業分野を含む全労働者の給与の平均と比較して低い水準。
- ・ 潜在的有資格者等が多数存在(介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人)。等

福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

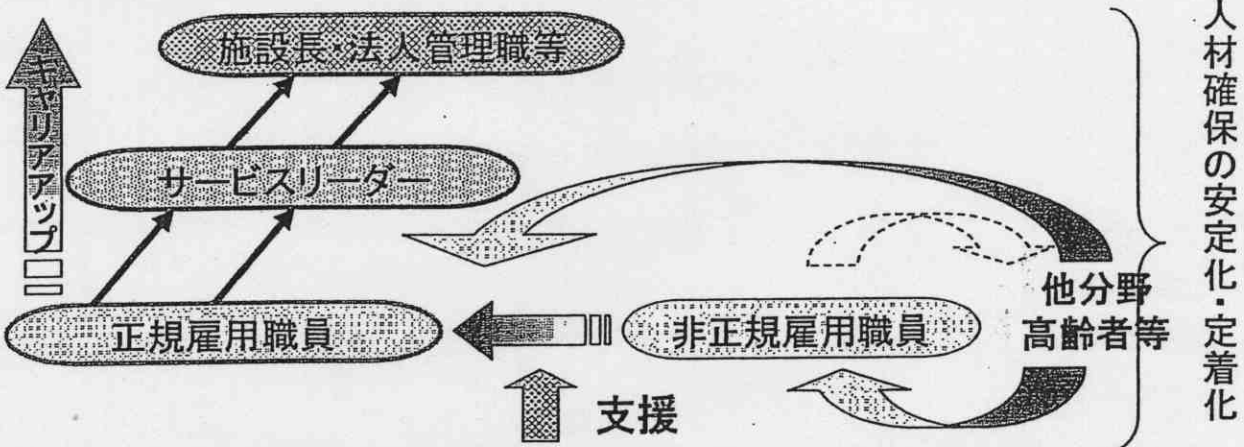
今後のサービス需要の拡大に対応して必要となる従事者数の試算を提示。
(介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年で約100万人(労働力人口の約1.5%)であるが、平成26年には約140～160万人(同約2.1～2.4%)が必要)

3. 人材確保のための措置

- 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。
- 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスも合わせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理

- ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備
- 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保等のための取組が必要。

4. 新たな指針のポイント



労働環境の整備の推進

- キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

キャリアアップの仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系
- 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

福祉・介護サービスの周知・理解

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進等

潜在的有資格者等の参入の促進

- 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

多様な人材の参入・参画の促進

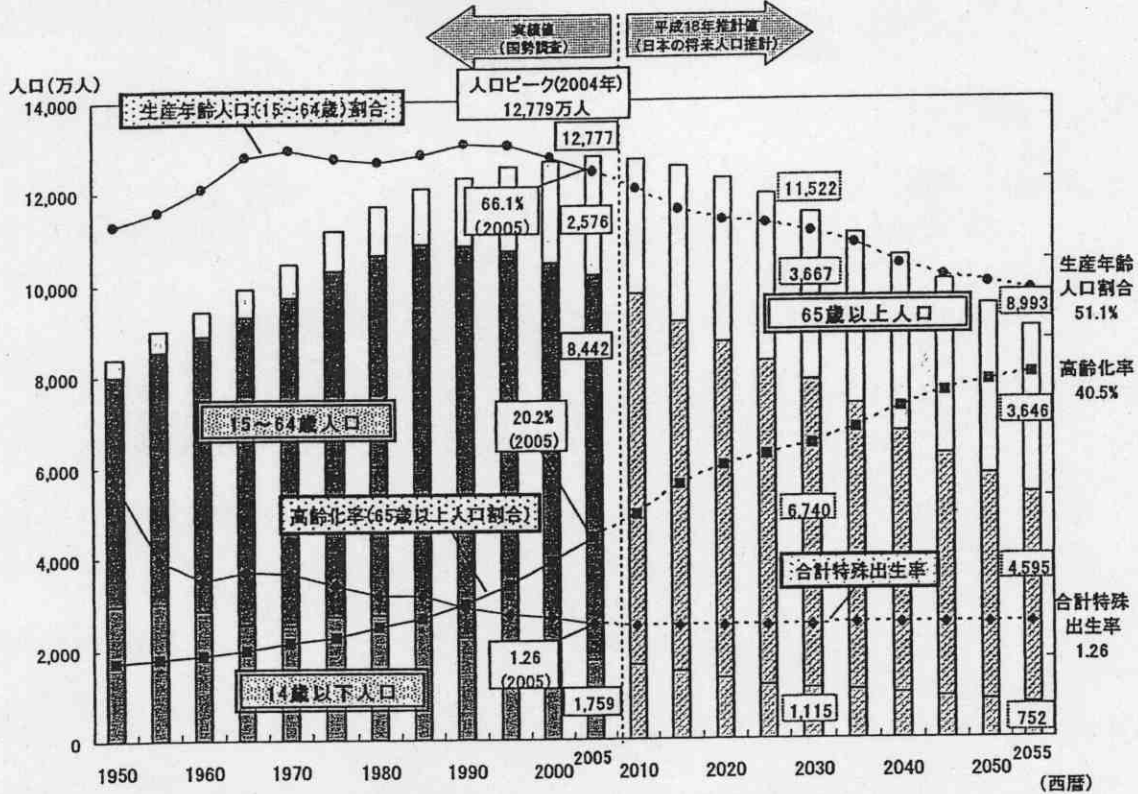
- 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

そのほか、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が、十分な連携を図りつつそれぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇の改善や福祉・介護サービスの社会的評価の向上等に取り組んでいくことを明記。

指針の実施状況を評価・検証し、必要に応じて見直す。

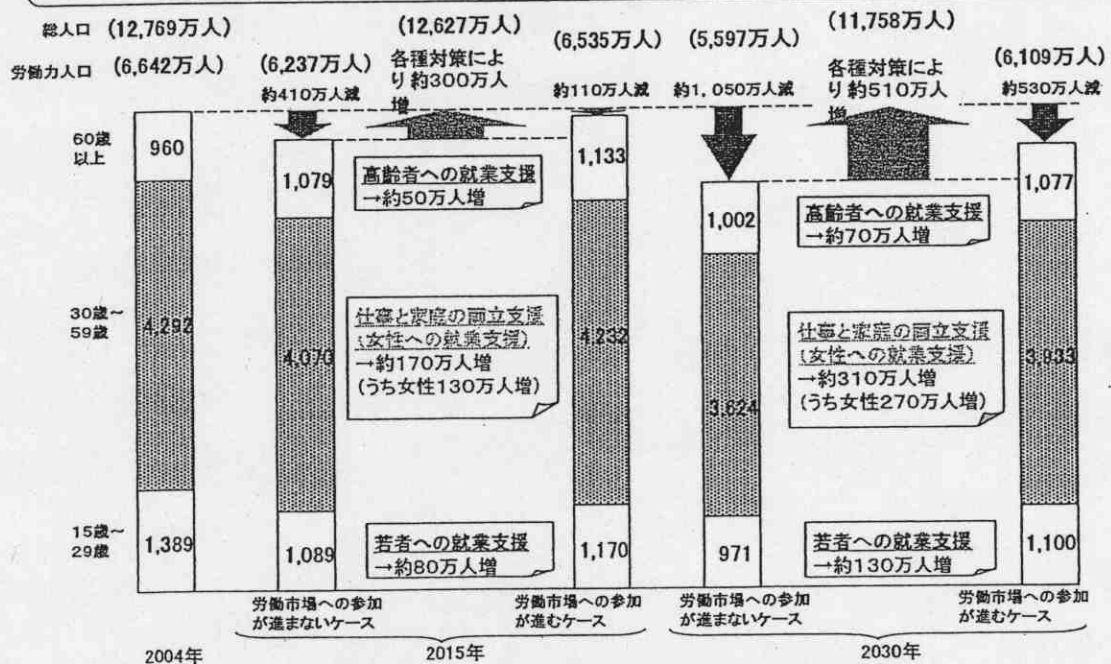
(4) 福祉・介護サービス従事者の現状等

我が国の人口の推移



<労働力人口の見通し(ごく粗い推計)>

人口減少下において、若者、女性、高齢者などすべての人の意欲と能力が最大限発揮できるような環境整備に努めることにより、より多くの国民の就業参加の実現を図ることが重要。



(資料出所) 総人口については、2004年は総務省統計局「人口推計」、2015年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002年1月推計)による。
労働力人口については、2004年は総務省統計局「労働力調査」、2015年、2030年は雇用政策研究会(厚生労働省職業安定局長の研究会)の推計(2005年7月)による。
(注)「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース。

介護・福祉サービス従事者数の推移（実人員）

平成17年における介護・福祉サービスの従事者数は、人材確保指針が策定された平成5年の約71万人から約4.6倍に増加しており、特に、老人分野においては約1.2倍と大幅に増加している（平成12年の介護保険制度導入後においては約2倍に増加）。

	平成5年	平成12年	平成17年
老人分野	167,898 [100]	1,048,681 [625]	1,971,225 [1,174]
障害者分野	130,254 [100]	159,550 [122]	671,718 [516]
児童分野	373,892 [100]	447,013 [120]	556,008 [149]
その他	37,967 [100]	43,831 [115]	77,604 [204]
合 計	710,011 [100]	1,699,075 [239]	3,276,555 [461]

注)人数の下段の括弧書きの数値は、各分野において平成5年を100とした指数。

介護職員数の推移と介護福祉士の割合（実人員）

介護職員数は平成12年の約55万人から平成17年の約112万人と約2倍になっており、最近では毎年約10万人ずつ増加している。
また、介護職員に占める介護福祉士の割合は施設で約4割、在宅で約2割で推移している。

		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
合 計	介護職員	548,924		661,588		755,810		884,981		1,002,144		1,124,691	
	(介護職員)(介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ)	543,780	24.2%	650,386	24.1%	734,214	24.0%	844,517	23.0%	917,892	23.9%	1,124,691	23.4%
	うち介護福祉士数	131,554		156,436		176,257		194,567		219,331		263,048	
施設	介護職員	236,213	31.7%	253,951	34.2%	265,560	35.2%	281,478	36.0%	298,141	37.1%	312,369	38.1%
	うち介護福祉士数	74,863		86,774		93,573		101,412		110,498		118,930	
(※)在宅サービス	介護職員	307,567	18.4%	396,435	17.6%	468,654	17.6%	563,039	16.5%	619,751	17.6%	812,322	17.7%
	うち介護福祉士数	56,691		69,662		82,684		93,155		108,833		144,118	

(※)平成16年以前は「認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設入居者生活介護」の介護福祉士数が不明であるため、「在宅サービス」欄の介護職員数には、この2種類のサービスの介護職員数は含めていない。

資料出所:「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

事業所の種類別・年齢階層別・男女別介護職員の状況

介護職員を年齢別に見ると、29歳以下の者が約40%を占め、平均年齢は36.5歳となっている。
また、男女別にみると、女性の割合が約78%となっている。

(単位: %)

	総数	29歳以下	(再掲) 24歳以下	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不詳	平均年齢 (歳)
全体計	100.0	39.6	15.7	21.3	19.5	17.3	2.0	0.3	36.5
訪問介護	100.0	12.3	4.0	17.7	33.2	30.9	5.6	0.3	44.5
認知症対応型 共同生活介護	100.0	34.6	17.2	18.9	21.3	20.5	4.2	0.4	38.3
介護老人福祉施設	100.0	44.9	16.8	23.7	16.5	14.1	0.6	0.3	34.7
介護老人保健施設	100.0	51.4	19.6	23.3	14.7	9.8	0.5	0.3	33.0
介護療養型医療施設	100.0	34.5	16.3	15.8	21.2	25.2	2.9	0.4	39.0

(単位: %)

	男	女
全体計	22.2	77.8
訪問介護	8.2	91.8
認知症対応型 共同生活介護	16.7	83.3
介護老人福祉施設	26.5	73.5
介護老人保健施設	28.9	71.1
介護療養型医療施設	16.2	83.8

注) 常勤者の年齢階層別男女別割合である。

資料出所: 「介護サービス施設・事業所調査」(平成16年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

常勤・非常勤別介護職員数の推移(実人員)

介護職員に占める非常勤の介護職員の割合は概ね増加しており、平成17年で約42%となっている。
事業所の種類別でみると、非常勤の介護職員の割合は施設では増加しており、平成17年で約14%、在宅サービスではほぼ横ばいで、平成17年では約52%となっている。

		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合
合 計	常勤	357,283	65.1%	409,294	61.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592,668	59.1%	656,874	58.4%
	非常勤	191,641	34.9%	252,294	38.1%	305,541	40.4%	367,736	41.6%	409,478	40.9%	467,817	41.6%
	総計	548,924	100.0%	661,588	100.0%	755,810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,691	100.0%
施 設	常勤	210,770	89.2%	223,575	88.0%	232,772	87.7%	245,305	87.1%	258,577	86.7%	268,477	85.9%
	非常勤	25,443	10.8%	30,376	12.0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%
	計	236,213	100.0%	253,951	100.0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%
在 宅 サ ー ビ ス	常勤	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44.4%	271,942	45.1%	334,089	47.5%	388,397	47.8%
	非常勤	166,198	53.1%	221,918	54.4%	272,753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.5%	423,925	52.2%
	計	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603,503	100.0%	704,003	100.0%	812,322	100.0%

※介護職員数は実人員。

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者(他の施設・事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を
持っている者、短時間のパートタイマー等)。

資料出所: 「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

入職率・離職率（全体）

「訪問介護員＋介護職員」の入職率は28.2%、離職率は20.2%であり、ともに全労働者の入職率（17.4%）及び離職率（17.5%）を上回っている。

訪問介護員＋介護職員	入職率		離職率（%）	
	計	28.2	20.2	
	正社員	23.5	16.8	
	非正社員	30.8	22.2	

(参考) 全労働者	入職率		離職率	
	計	17.4	17.5	
	男	14.2	14.6	
	女	21.8	21.7	
	一般労働者	13.4	13.8	
	パートタイム労働者	31.0	30.3	

(注)正社員は一般労働者よりも概念が狭く、非正社員は、パートタイム労働者よりも概念が広い。単純に全労働者の一般労働者、パートタイム労働者と介護職員の正社員、非正社員との入職率や離職率を比較するには注意が必要である。

※正社員：雇用している労働者の雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者を除いた者。

※非正社員：正社員以外の労働者（契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者）

※一般労働者：常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた者。

※パートタイム労働者：常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週間の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

※入(離)職率：訪問介護員＋介護職員：平成16年10月31日の従事者数に対するその後1年間の採用(離職)者数の割合

全労働者：平成17年1月1日現在の常用労働者数に対する1月1日から12月の期間中の入(離)職者の割合

資料出所：訪問介護員＋介護職員：事業所における介護労働実態調査(平成18年6月)(介護労働安定センター)

全労働者：雇用動向調査(平成17年)(厚生労働省大臣官房統計情報部)

職種別きまって支給する現金給与額等

福祉施設介護員、ホームヘルパーの給与は、年齢が低く勤続年数が短いことに留意する必要があるが、それぞれ男性労働者・女性労働者の平均年収試算額に比べ、低額となっている。

区 分	企業規模計					年収試算額
	年齢	勤続年数	きまって支給する		年間賞与その他特別給与額	
			現金給与額	所定内給与額		
	歳	年	千円	千円	千円	千円
全労働者	40.7	12.0	330.8	302.0	905.2	4,529.2
男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1,057.8	5,111.4
女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3,236.4
福祉施設介護員(男)	32.1	4.9	227.9	214.7	577.1	3,153.5
福祉施設介護員(女)	37.0	5.1	204.3	193.3	490.6	2,810.2
ホームヘルパー(女)	44.1	4.9	198.8	187.3	376.1	2,623.7
介護支援専門員(女)	45.3	7.7	260.5	251.6	714.9	3,734.1
看護師(女)	35.4	7.0	315.6	279.5	846.3	4,200.3
看護補助者(女)	42.6	6.3	191.5	178.6	466.3	2,609.5

(注) 賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

年収試算額 = 「所定内給与額 × 12ヶ月 + 年間賞与その他特別給与額」

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精進手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。

資料出所：平成17年賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

有効求人倍率の推移

社会福祉専門職種の有効求人倍率は全職業に比べ継続して低い数値を示してきたが、最近急速に高まり、全職業同様の水準となっている。

特に常用的パートタイムの有効求人倍率が高くなっている。

		平成5年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
全職業	常用(含パート)	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02
	常用(除パート)	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92
	常用的パートタイム	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29	1.35
社会福祉専門職種	常用(含パート)	-	-	-	-	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30
	常用(除パート)	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91	1.10
	常用的パートタイム	-	-	-	-	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55	1.79
介護関連職種	常用(含パート)	-	-	-	-	-	-	-	1.14	1.47	1.74
	常用(除パート)	-	-	-	-	-	-	-	0.69	0.97	1.22
	常用的パートタイム	-	-	-	-	-	-	-	2.62	2.86	3.08
【参考】介護職員数		-	-	-	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	
平成12年の介護職員数を100とした指数		-	-	-	100	121	138	161	183	205	



(注) 介護職員数は実人員である。平成18年度については、現時点で数値が取りまとまっていない。

資料出所: 職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)

介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

景気動向指数(内閣府経済社会総合研究所・統計情報)

都道府県別の有効求人倍率（平成18年度）

介護関連職種の有効求人倍率を地域別にみると、特に大都市で高い水準となっている。
 介護関連職種の有効求人倍率を雇用形態別にみると、常勤パートタイムの水準が高くなっている。
 都道府県別の介護関連職種の有効求人倍率は、都道府県別の全職種の有効求人倍率と強い相関関係がある（全産業有効求人倍率（常用（含パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（含パート））の相関係数0.72）。

			全職業			介護関連職種		
			常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム	常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム
			1.02	0.92	1.35	1.74	1.22	3.08
北海道			0.53	0.46	0.80	0.81	0.63	1.47
青森県			0.43	0.36	0.67	0.77	0.62	1.27
岩手県			0.76	0.69	1.08	1.04	0.83	1.86
宮城県			0.90	0.83	1.17	1.21	0.90	2.23
秋田県			0.60	0.48	0.98	0.75	0.56	1.45
山形県			1.01	0.84	1.64	1.39	1.18	2.09
福島県			0.82	0.74	1.12	1.56	1.18	2.82
茨城県			0.92	0.81	1.22	2.14	1.73	3.01
栃木県			1.32	1.22	1.63	1.85	1.47	2.66
群馬県			1.33	1.19	1.75	1.79	1.33	2.84
埼玉県			0.98	0.85	1.37	2.39	1.60	4.09
千葉県			0.87	0.71	1.33	2.29	1.20	4.75
東京都			1.42	1.27	2.04	2.82	1.94	5.46
神奈川県			0.98	0.91	1.20	2.42	1.53	4.60
新潟県			1.07	1.02	1.22	1.32	1.23	1.59
富山県			1.24	1.15	1.49	1.66	1.46	2.02
石川県			1.22	1.07	1.77	1.61	1.31	2.78
福井県			1.36	1.24	1.66	1.60	1.27	2.34
山梨県			1.08	0.94	1.44	2.07	1.41	3.57
長野県			1.16	1.09	1.34	1.71	1.50	2.10
岐阜県			1.36	1.29	1.52	2.46	1.95	3.54
静岡県			1.19	1.15	1.32	2.38	1.87	3.57
愛知県			1.79	1.82	1.71	2.86	2.04	4.41
三重県			1.36	1.32	1.45	2.32	1.67	3.54

			全職業			介護関連職種		
			常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム	常用（含パート）	常用（除パート）	常勤パートタイム
			1.02	0.92	1.35	1.74	1.22	3.08
滋賀県			1.21	1.14	1.39	1.82	1.33	2.68
京都府			0.98	0.85	1.30	1.36	0.89	2.18
大阪府			1.21	1.08	1.64	2.27	1.41	4.32
兵庫県			0.91	0.80	1.20	1.77	1.03	3.29
奈良県			0.79	0.60	1.36	2.25	1.29	4.21
和歌山県			0.80	0.67	1.18	1.90	1.15	3.50
鳥取県			0.71	0.63	0.97	0.74	0.61	1.10
島根県			0.84	0.68	1.28	1.40	1.24	1.75
岡山県			1.26	1.12	1.72	1.79	1.42	2.82
広島県			1.21	1.15	1.36	1.59	1.26	2.25
山口県			1.06	0.93	1.42	1.35	0.92	2.39
徳島県			0.85	0.67	1.52	1.70	1.44	2.23
香川県			1.23	1.01	2.06	2.14	1.49	4.72
愛媛県			0.84	0.73	1.19	1.43	1.21	2.02
高知県			0.46	0.35	1.03	1.65	1.02	4.81
福岡県			0.83	0.76	1.11	1.28	1.00	2.18
佐賀県			0.63	0.52	0.97	0.96	0.70	1.63
長崎県			0.57	0.50	0.75	0.74	0.54	1.33
熊本県			0.75	0.69	0.98	1.08	0.81	1.91
大分県			0.97	0.90	1.15	1.04	0.78	1.76
宮崎県			0.66	0.61	0.80	0.98	0.80	1.50
鹿児島県			0.58	0.50	0.80	0.96	0.73	1.55
沖縄県			0.40	0.36	0.63	0.69	0.59	1.06

（注） 常 用： 無期雇用又は4ヶ月以上の雇用契約期間が定められている者

パートタイム： 所定労働時間が通常の労働者より短い者

常勤パートタイム： パートタイムのうち、無期雇用又は4ヶ月以上の雇用期間によって就労する者

（参考）

全職業有効求人倍率（常用（除パート））と介護関連職種有効求人倍率（常用（除パート））の相関係数：0.79

全職業有効求人倍率（常勤パートタイム）と介護関連職種有効求人倍率（常勤パートタイム）の相関係数：0.61

資料出所： 職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）

